

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	咲洲トンネル換気設備修繕(その4)	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株)日立インダストリ アルプロダクツ	11,880,000	令和2年7月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
2	生江住宅(9号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	旭区 西成区	フジテック(株)	31,350,000	令和2年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
3	舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	ラサ商事(株)	4,510,000	令和2年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	浪速第6住宅(1号館)外4住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	浪速区 住吉区 東 淀川区 平野区	日本エレベーター製造 (株)	137,500,000	令和2年7月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
5	井高野第6住宅(19~21号館)外3住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	東淀川区 浪速区 住吉区	(株)日立ビルシステム	148,500,000	令和2年7月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
6	庭窪浄水場高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	東芝インフラシステム ズ(株)	42,900,000	令和2年7月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	東横堀川水門外1排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	中央区 浪速区	(株)電業社機械製作 所	18,161,000	令和2年7月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
8	大阪市舞洲障がい者スポーツセンタープール可動床用昇降シリンダー修繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	(株)荏原製作所	26,400,000	令和2年7月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	平野区役所氷蓄熱ユニット及び氷蓄熱用タンクユニット修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	平野区	ダイキン工業(株)	1,925,000	令和2年7月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
10	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	東芝インフラシステム ズ(株)	270,600,000	令和2年7月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	常吉ポンプ場No. 2雨水排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	(株)荏原製作所	49,500,000	令和2年7月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	長吉長原東住宅(10・11号館)外2住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	平野区 鶴見区	三精テクノロジーズ (株)	138,600,000	令和2年7月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
13	十八条下水処理場外1か所制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	淀川区 平野区	協和機電工業(株)	19,800,000	令和2年7月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
14	浪速第7住宅(3号館)外4住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	浪速区 住吉区 西 成区 平野区	日本オーチス・エレ ベータ(株)	110,000,000	令和2年7月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
15	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)日立産機テクノ サービス	291,500,000	令和2年7月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	西区役所吸収冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西区	川重冷熱工業(株)	2,090,000	令和2年7月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	大阪市中心卸売市場本場エレベーター改良工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	79,200,000	令和2年7月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	大阪市中心卸売市場南港市場冷却設備補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ダイキンアプライドシステムズ	6,655,000	令和2年7月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	大阪市役所本庁舎中央監視設備修繕	04:電気工事	北区	協和テクノロジズ(株)	14,300,000	令和2年7月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	南部方面管理事務所管理棟空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	パナソニック産機システムズ(株)	2,184,270	令和2年7月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	天王寺動物公園事務所 事務所棟空調機器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	天王寺区	日立空調関西(株)	8,360,000	令和2年7月31日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	野江第2住宅(3号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	城東区 住吉区	東芝エレベータ(株)	31,020,000	令和2年7月31日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	住之江下水処理場第2沈砂池No.3A,B雨水排水用機械スクリーン設備工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)日立プラントサービス	63,250,000	令和2年7月31日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	道頓堀川水門制水門開閉装置修繕	09D:機械器具設置工事	浪速区	日立造船(株)	24,585,000	令和2年7月31日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	舞洲スラッジセンター脱水分離液揚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	古河産機システムズ(株)	3,740,000	令和2年8月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	大阪港咲洲トンネル換気設備自動制御装置改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区外	(株)日立インダストリアルプロダクツ	242,000,000	令和2年8月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
27	中央図書館空調設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	西区	ダイキンエアテクノ(株)	115,500,000	令和2年8月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
28	境川営業所跡施設空調和設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西区	ダイキン工業(株)	4,278,637	令和2年8月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
29	舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)荏原製作所	18,150,000	令和2年8月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
30	住之江抽水所No.4・5・6雨水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)荏原製作所	155,650,000	令和2年8月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	大阪市役所本庁舎防災センター監視システム修繕	04:電気工事	北区	パナソニックLSエンジニアリング(株)	7,150,000	令和2年8月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
32	中央図書館トレイ搬送設備修繕	09A:昇降機設置工事	西区	(株)日本シューター	8,580,000	令和2年8月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
33	千島下水処理場No.3雨水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設工事	大正区	(株)電業社機械製作所	47,850,000	令和2年8月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
34	今福下水処理場No.12雨水ポンプ用電動機改良工事	09B:上下水道施設工事	城東区	(株)日立産機テクノサービス	66,000,000	令和2年8月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
35	西区役所附設会館昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西区	(株)日立ビルシステム	17,160,000	令和2年8月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
36	十八条下水処理場外1か所雨水ポンプ電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	淀川区 住之江区	東芝インフラシステムズ(株)	106,040,000	令和2年8月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
37	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)マコト電気	5,170,000	令和2年8月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
38	阿倍野防災拠点(あべのフォルサ)空調機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	阿倍野区	ダイキン工業(株)	7,590,000	令和2年9月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
39	庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝インフラシステムズ(株)	43,670,000	令和2年9月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
40	柴島浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	148,500,000	令和2年9月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
41	平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)日立産機テクノサービス	13,860,000	令和2年9月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
42	天満堀川抽水所No.1雨水ポンプ電気設備工事	09B:上下水道施設工事	北区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	93,500,000	令和2年9月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
43	もと立葉小学校昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工事	浪速区	フジテック(株)	8,360,000	令和2年9月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
44	天満堀川抽水所外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	北区 福島区 城東区 西成区	東芝インフラシステムズ(株)	121,880,000	令和2年9月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
45	平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニアリング	12,100,000	令和2年9月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	技術研修プログラム追加に伴う体験型研修センター既設機械電気実習設備改造工事	09D:機械器具設置工事	東淀川区	前澤工業(株)	12,375,000	令和2年9月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
47	旭区役所中央監視装置整備修繕	04:電気工事	旭区	東テク(株)	6,182,000	令和2年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
48	平野区役所中央監視装置修繕	04:電気工事	平野区	アズビル(株)	12,210,000	令和2年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
49	天王寺動物園 爬虫類生態館他1箇所自動制御機器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	天王寺区	東テク(株)	4,972,000	令和2年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
50	舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)カワサキマシンステムズ	16,830,000	令和2年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
51	令和2年度 降雨量観測装置修繕	09D:機械器具設置工事	港区 城東区 住之江区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	9,790,000	令和2年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
52	大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕工事	09D:機械器具設置工事	北区	新明和工業(株)	21,604,000	令和2年9月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
53	十八条下水処理場監視制御設備改良工事	09B:上下水道施設工事	淀川区	東芝インフラシステムズ(株)	180,400,000	令和2年9月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
54	大野下水処理場汚泥濃縮前処理制御設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西淀川区	(株)安川電機	39,600,000	令和2年9月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
55	庭窪浄水場天井クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	守口市	(株)豊国昭和起重機製作所	17,600,000	令和2年9月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
56	柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	159,500,000	令和2年9月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
57	令和2年度北区菅原町複合施設 中央監視装置修繕	04:電気工事	北区	アズビル(株)	6,589,000	令和2年9月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
58	大阪港内監視設備補修工事	10:電気通信工事	住之江区	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	69,080,000	令和2年9月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
59	庭窪浄水場オゾン設備改良に伴う既設監視制御設備外改造工事	09B:上下水道施設工事	守口市 東淀川	(株)日立製作所	347,600,000	令和2年9月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
60	北港白津1・2号上屋シャッター補修工事	14L:建具工事	此花区	三和シャッター工業(株)	17,270,000	令和2年9月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
61	平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)マコト電気	4,840,000	令和2年9月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
62	安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区 西区	三菱重工機械システム(株)	76,780,000	令和2年9月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
63	C6・7-1号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	川重ファシリテック(株)	44,550,000	令和2年9月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
64	中浜流注場脱臭設備修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	クボタ環境サービス(株)	4,917,000	令和2年9月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
65	住之江下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区 大正区	(株)日立製作所	588,500,000	令和2年9月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
66	大阪港咲洲トンネル情報板設備改良工事(その2)	10:電気通信工事	港区 住之江区	コイト電気(株)	97,460,000	令和2年9月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
67	夢舞大橋外1カ所道路情報板設備改良工事	10:電気通信工事	此花区	コイト電気(株)	96,690,000	令和2年9月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲トンネル換気設備修繕（その4）

2 契約の相手方

(株)日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本修繕は咲洲トンネルに設置の換気設備であるジェットファンを工場にて分解整備し、主要部品の交換ならびに運転試験を実施して性能確認を行うものである。

本修繕のジェットファンはトンネル内に充満した排気ガス等を排風機にて排気する際にトンネル内の圧力を適正に保つために設置されたもので、安全に車輛が通行するうえで重要な設備であると共に、火災時の排煙運転にも対応するものである。当該設備が運転できなければトンネル内の空気環境を良好に保てないだけでなく、火災時に排煙運転が行えないことで人命に関わる事故にも繋がりがかねない。

当該機器は三菱重工業(株)により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要であり、同一規格で品質管理が十分に行われた純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。また、分解整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は、当該機器を設計・製作し、構造を熟知した三菱重工業(株)より当該設備のアフターサービス業務を譲渡された(株)日立プラントテクノロジーと合併した(株)日立製作所より分社化のうえ業務を継承した、(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

2

随意契約理由書

1 案件名称

生江住宅(9号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事㈱

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプであり、舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工㈱が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である大平洋機工㈱から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事㈱のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

浪速第6住宅(1号館)外4住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

5

随意契約理由書

1 案件名称

井高野第6住宅(19~21号館)外3住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

6

1 案件名称

庭窪浄水場高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機外整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している揚水ポンプ用電動機及び逆洗ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

電動機は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整による動作確認や機能保証を行うには、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、電動機に障害が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が平成29年7月1日に東芝電機サービス（株）に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス（株）から東芝インフラシステムズ（株）に社名変更をされた。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は東芝インフラシステムズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

7

1 修繕名称

東横堀川水門外1排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

東横堀川水門及び道頓堀川水門は、両水門の連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御し、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「開門機能」を備えた水門施設である。

今回修繕する東横堀川水門及び道頓堀川水門の排水ポンプは、治水機能と水質浄化機能を補う設備であるが、ポンプ回転部等の部品が経年劣化することにより、正常な運転が行えず、結果、水門施設の機能を果たせなくなるおそれが生じる。

現状のままでは、河川排水ができず大雨などにより水位が上昇して河川が氾濫した場合には周辺への浸水被害が発生し市民生活への影響及び東横堀川、道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能を維持するため予防保全を目的に計画的な修繕を行うものである。

このため、分解整備するものであるが、本機器は(株)電業社機械製作所の独自技術により設計・製作された設備であり、本機器を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては排水ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

8

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市舞洲障がい者スポーツセンタープール可動床用昇降シリンダー修繕
- 2 契約の相手方
(株) 荏原製作所
- 3 随意契約理由

本修繕は、舞洲障がい者スポーツセンターのプールに設置している可動床用昇降シリンダー修繕を行うものである。

舞洲障がい者スポーツセンターのプールについて、8コースのうち4コースは、利用者に合わせてプールの水深を調節し、車いすの方も入水が可能となるよう可動床が設置されている。この可動床は平成8年の設置から24年が経過し、この間、指定管理者が保守点検を毎年実施しているが、経年劣化により水深を調節するシリンダー部分の傷と水漏れが確認されており、この状態で使用を続け、水漏れが更に進んだ場合、床の降下が起こる可能性が報告されている。

可動コース内に利用者があるときに、意図せず床が降下すると、利用者が溺れてしまうなど、人命に関わる事故に繋がる恐れがあり、非常に危険な状態であるため、早急にシリンダーを交換する必要がある。

この可動床のシステムは、(株) 荏原製作所が製作したものであり、修繕にあたっては、製作した(株) 荏原製作所以外では、技術面の対応が不可能であり、かつ、作業後の性能・作動状態等を保証することができないため、製作会社である(株) 荏原製作所と特名随意契約を行う。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ (電話番号 06 - 6208 - 8078)

9

随意契約理由書

1 案件名称

平野区役所氷蓄熱ユニット及び氷蓄熱用タンクユニット修繕

2 契約相手方

ダイキン工業㈱

3 随意契約理由

本修繕は、平野区役所に設置している熱源機器である氷蓄熱ユニット（型式：UZIYD120A6R）及び氷蓄熱用タンクユニット（型式：THIT60AR）の修繕を行うものである。

当該機器については、すべてダイキン工業㈱が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたっては、ダイキン工業㈱を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、氷蓄熱式空調システムの熱源機器（氷蓄熱ユニット及び氷蓄熱用タンクユニット）の部品を取り替え並びに整備を行うものであるが、既設設備との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、平野区役所業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある、これらの提供が可能であるのは、唯一、製造メーカーであるダイキン工業㈱のみである。

以上のことから、本修繕においては、業務の履行が可能な業者が特定される業務として、ダイキン工業㈱を契約相手方として特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

平野区役所総務課（電話番号 06-4302-9625）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は日常運転における重要な動力源の確保と、高い信頼性維持のため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門の権利義務を東芝電機サービス(株)に継承し、同日の平成29年7月1日で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

常吉ポンプ場No. 2 雨水排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、常吉ポンプ場に設置の雨水排水ポンプが経年劣化により、ポンプを構成する軸受部分等が摩耗損傷し、雨水排水運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本修繕のポンプは此花区常吉地区の雨水排水を目的に設置されたものであり、雨水排水能力を復旧するためには、本ポンプを現地より撤去のうえ分解し、摩耗損傷した部品の取替えや調整等が必要になる。

当該ポンプは、上記業者により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要である。また、同一規格で品質管理が十分に行われた製作会社の純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。

さらに、分解整備後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

12

随意契約理由書

1 案件名称

長吉長原東住宅(10・11号館)外2住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

13

1 工事名称： 十八条下水処理場外1か所制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： 協和機電工業(株)

3 随意契約理由：

本工事は、十八条下水処理場外1か所で別途施工する電気設備工事等に伴い必要となる機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する制御設備は、協和機電工業(株)が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する制御設備を構成する電気機器及び配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、協和機電工業(株)のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

浪速第7住宅(3号館)外4住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所、(株) 日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

4. 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

16

1 案件名称

西区役所吸収冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、西区役所7階に設置されている吸収冷温水機内部で真空漏れが発生し、冷房機能の低下等、機器の運転に重大な支障を与えており、万が一機器が機能停止すれば、夏季で気温上昇している状況の中、来庁者等に多大なる影響を及ぼすことにつながるため、修繕等を行うものである。

当該機器については、川重冷熱工業株式会社が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、川重冷熱工業株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西区役所総務課（電話番号 06-6532-9626）

17

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベーター改良工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場に設置している 14 号エレベーターの安全稼働を目的に、劣化・消耗した機器・部品等の交換を行うものである。

本工事は、機械室内の巻上機やマシンビームなど、既存の設備を活用しながらエレベーターの機器・部品等の交換をすることから、エレベーターメーカーが変わると当該昇降機の規格や内部構造の違いが生じるため、既設メーカーでなければ施工できない。

当該設備はフジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみであるため、同社に随意契約締結を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

18

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 冷却設備補修工事

2 契約の相手方

株式会社ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、本館棟1階の小動物冷却庫1及び2に設置されている冷却設備において、防熱扉の基幹部品であるレールの歪み等があり、正常な開閉ができず、冷却機能が低下しているため、当該機器の部品取替えを行うものである。

南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2006)

19

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎中央監視設備修繕

2 契約の相手方

協和テクノロジズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している中央監視設備の修繕を行うものである。

本庁舎の中央監視設備は、日本電気 (株) が設計・施工を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。日本電気 (株) は、本設備の業務の取扱い全てをNECネッツエスアイ (株) に事業継承し、NECネッツエスアイ (株) は本設備の保守点検・整備・修繕業務を協和テクノロジズ (株) に移管している。

以上のことから本修繕が行えるのは協和テクノロジズ (株) のみであり、上記業者を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

20

随意契約理由書

1 修繕名称

南部方面管理事務所管理棟空調設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ株式会社

3 随意契約理由

今回、修繕するガス吸収冷温水機は、南部方面管理事務所管理棟の建築付帯設備である。当該設備は、管理棟全館に使用している空調設備であるが、吸収冷温水機内部で消化ガスの燃焼不良によるエラーが発生し、機器そのものが作動せず、冷房できない状況になっている。

管理棟の執務室は、市民や業者等が各種申請及び相談や打合せで日々多数来庁しており、このままでは市民サービスを低下させることとなり業務の執行に支障をきたすうえ、安全衛生上にも問題があるため修繕を要する。

本設備は、パナソニック産機システムズ株式会社が設計製作したもので、取替え部品も他社で製作しておらず、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を行える業者は、製作会社であるパナソニック産機システムズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所管理課 (電話番号 06-6686-1240)

随意契約理由書

21

1 修繕名称

天王寺動物公園事務所 事務所棟空調機器修繕

2 契約の相手方

日立空調関西（株）

3 随意契約理由

本工事は、天王寺動物公園事務所棟内に設置されている空調機器の修繕である。

現在、室内機の故障により十分な空調機能を果たせていない状況であり、業務に適した環境の維持管理ができておらず、また、各部品等の交換時期にもなっていることから、修繕をする必要がある。

本空調機器は、（株）日立製作所が設計製作したものであり、製造者のみが有する知識及び技術が不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。したがって、製作会社の製品の販売元及びアフターサービスを受け持つ日立グローバルライフソリューションズ（株）の関西地区の空調機器の取替えにおいて唯一の専門特約店会社である日立空調関西（株）に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所（管理課）

（電話番号06-6771-8404）

22

随意契約理由書

1 案件名称

野江第2住宅(3号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

23

1 工事名称

住之江下水処理場第2沈砂池 No.3A,B 雨水排水用機械スクリーン設備工事

2 契約相手方

(株) 日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回工事を行う第2沈砂池 No.3A,B 雨水排水用機械スクリーンは、沈砂池に流入する下水に含まれる夾雑物を除去する設備であるが、本設備においては長時間の使用により各部を著しく損傷しており、十分な機能を発揮できない状況にあることが判明した。そのため機械スクリーンの構成部品であるレーキ等の主要部品の取替を行い機能回復させ、加えて信頼性の向上を図るものである。

本設備は、(株) 日立プラントサービスが設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である(株) 日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6686-5123)

24

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門制水門開閉装置修繕

2 契約の相手方

日立造船 (株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、東横堀川水門との連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御し、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「閘門機能」を備えた水門施設である。

今般、同水門の「水質浄化機能」と「治水機能」の役割を担う制水門の構成機器である開閉装置において、主要部品であるワイヤーロープが経年劣化により摩耗が進行していることが判明した。

現状のままでは制水門の開閉動作に支障をきたすため、本修繕により、その機能回復を目的に行うものである。

当該水門は、日立造船 (株) の独自技術により各種構成機器・部材を一体的に設計・製作・設置しており、その修繕にあたっては制水門の構造・機能・各種調整方法を熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

25

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター脱水分離液揚水ポンプ修繕

2 契約相手方：古河産機システムズ(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する脱水分離液揚水ポンプは、遠心脱水機設備で発生する脱水分離液を前処理設備に送水するポンプである。脱水分離液揚水ポンプが運転出来なければ、此花下水処理場から送られて来る汚泥を遠心脱水機設備で処理することが出来ないため、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、脱水分離液揚水ポンプが長時間の運転により各部の損耗が著しく運転に支障を来しているので修繕するものである。

本ポンプは、古河産機システムズ(株)が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である古河産機システムズ(株)のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

26

1 案件名称

大阪港咲洲トンネル換気設備自動制御装置改修工事

2 契約の相手方

(株)日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

大阪港咲洲トンネル換気設備の自動制御装置は、トンネル内の状況を計測し、トンネル内に充満した排気ガス等を排風機にて排気する際にトンネル内の圧力を適正に保つ機能をもち、車両が安全に通行することのできる環境を維持するうえで重要な装置である。また、火災時の排煙運転の制御も行っている。

換気設備自動制御装置が正常に動作しなければ換気設備の排風運転が正常に稼働することができなくなり、トンネル内の空気環境を良好に保てなくなる。また、火災時には排煙運転が迅速に行えないことで人命に関わる事故に繋がりがねない。

当該換気設備の各機器は三菱重工業(株)により設計・製作されたものであり、改修を行うには、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要である。また、改修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本改修ができる業者は、当該換気設備を設計・製作し、構造を熟知した三菱重工業(株)より当該設備のアフターサービス業務を譲渡された(株)日立プラントテクノロジーと合併した(株)日立製作所より分社化のうえ業務を継承した、(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課(電気) (電話番号 06-6568-9092)

随意契約理由書

27

1 案件名称

中央図書館空調設備改修工事

2 契約の相手方

ダイキンエアテクノ（株）

3 随意契約理由

中央図書館の空調設備は1996年設置後23年経過し、これまでの間、不具合については修繕で対応してきたが、既設置空調設備の冷媒ガスであるフロン22の販売禁止に加え、部品等の供給が少なくなってきた。保守点検を実施し、維持管理に努めて来たが、老朽化による不具合の発生が危惧され、運転停止となった場合に、閲覧室や事務室のみならず、貴重書庫を含む地下の書庫スペースや機械室及び電気室の適切な温度及び湿度管理が行えなくなる状況に陥るため、施設の運営に支障をきたすことから、経年劣化によるユニットの取替工事を行う必要がある。

なお、中央図書館全館の空調設備は、ダイキン工業(株)が製造・設置・保守点検業務を行っており、運転監視遠隔装置と連動させることで、オンラインにて日常の各機器の運転状況のデータを収集するとともに、貴重書庫や機械室・電気室の冷却用エアコンの故障に際しては、24時間365日の緊急対応体制をとっているなど、製造業者責任と保守責任を一元化する必要がある。

空調設備の取替に際して、運転監視遠隔装置等と連動させる必要があり、ダイキン工業(株)しか取り扱えないが、平成30年4月以降は同社の内部機構改革のため、同社では取替工事を行っておらず、関連会社である上記業者が一手に請け負っているため、同業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 大阪市立中央図書館 総務担当
(電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

28

1 案件名称

境川営業所跡施設空気調和設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、境川営業所跡施設の空気調和設備の室外機が破損し運転不可能となっていることから、修繕を行うものである。

今回の修繕については、空調室外機の主要部品となる圧縮機並びに制御装置（インバータ、プリント基板）等を交換する大規模なものである。

当該空気調和設備は、ダイキン工業(株)が独自に設計・製造したものであり、今回のような大規模な修繕にあたっては、修繕内容並びに修繕後の一貫した責任と性能の保証について、製造者のみが有する当該設備に関する専門の知識と技術が必要である。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者はダイキン工業(株)である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

29

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕

2 契約相手方：(株)荏原製作所

3 随意契約理由：

今回修繕する送排風機は、舞洲スラッジセンターの電気室（２）等の熱負荷の高い部屋を冷却する設備であり、舞洲スラッジセンターの各施設を運転維持するために重要な設備である。また、今回修繕する各種ポンプは、舞洲スラッジセンター内で発生した臭気を生物脱臭装置で処理をするための給水設備等であり、生物脱臭設備を運転するために重要な設備である。

各種送排風機のモーター軸受部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕するものである。

また、各種ポンプにおいても、回転部品等が長時間の運転により、著しく摩耗、損耗しているため修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)荏原製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称

住之江抽水所No. 4・5・6雨水ポンプ設備工事

2 契約相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

今回工事を行うNo. 4・5・6雨水ポンプは、大雨の際、なにわ大放水路に流入する雨水を放流し、浸水を防止するための設備である。

本設備において、長時間の使用により各部を著しく損傷しており、十分な機能を発揮できない状況にあることが判明した。そのため減速機の構成部品（油冷却器及び冷却水ポンプ）の取替を行い機能を回復させ、加えて信頼性の向上を図るものである。

本設備は、(株) 荏原製作所が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である(株) 荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎防災センター監視システム修繕

2 契約の相手方

パナソニックLSエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している防災センター監視システム（照明制御装置）の修繕を行うものである。

本庁舎の防災センター監視システムは、松下電工（株）（2012年にパナソニック（株）へ吸収合併）が設計・施工を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。パナソニック（株）は、本設備の業務の取扱い全てをパナソニックLSエンジニアリング（株）に事業継承している。

以上のことから本修繕が行えるのはパナソニックLSエンジニアリング（株）のみであり、上記業者を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

32

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

中央図書館トレイ搬送設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日本シューター

3 随意契約理由

トレイ搬送設備は設置後23年が経過しており、設備を構成する調速機ギアよりオイル漏れが頻繁に発生している。ギアは調速機本体の一部であるが、経年劣化が激しく、オイル漏れの頻度が顕著に発生していることから交換が必要な状況である。このまま放置すると搬送中の書籍がオイルで汚損したり、設備の破損個所の拡大や稼働停止する危険性があるため、施設の運営に支障をきたすことから経年劣化による取替工事を行なう必要がある。

上記業者は、当該設備の製造・設置をした業者であり、安全性の確保並びに製造業者責任と保守責任の一元化のため本業務にあたっては、上記業者のみが設備の機能維持確保を図ることが出来る唯一の業者であることから、同業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 大阪市立中央図書館 総務担当

(電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

1 工事名称

千島下水処理場No. 3雨水ポンプ設備工事

2 契約相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回工事を行うNo. 3雨水ポンプは、大雨の際、千島下水処理場に流入する雨水を木津川へ放流し、浸水を防止するための設備である。

本設備において、長時間の使用により軸封水設備を著しく損傷しており、本来の機能が十分に確保できず、雨水ポンプが運転できない事象が発生した。そのため雨水ポンプの軸封水設備の更新を行う。

本設備は、(株) 電業社機械製作所が設計・製作・据付したもので、軸封水設備の更新にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、更新後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である(株) 電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

随意契約理由書

1. 工事名称 : 今福下水処理場 No. 12 雨水ポンプ用電動機改良工事

2. 契約相手方 : (株) 日立産機テクノサービス

3. 随意契約理由 :

本工事は、今福下水処理場ポンプ棟に設置している No. 12 雨水ポンプ用電動機の内部巻線の巻替え等を行うものである。今福下水処理場 No. 12 雨水ポンプ用電動機は、長期の使用による絶縁劣化等により、著しく機能が低下したため、内部巻線及び構成部品の取替えを行うものである。本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので施工にあたっては、当該電動機の構造、性能等を熟知し、最も適切な部品選定、細部寸法を把握した部品製作及び加工を実施するとともに、当該電動機の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、ポンプ設備としての機能を継続させなければならない。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその施工を行わせることはきわめて困難であり、かつ、施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができるのは(株) 日立製作所より改良工事を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

4. 根拠法令 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署 : 東部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 名称

西区役所附設会館昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、西区役所附設会館内に設置されている昇降機設備の改修である。

本昇降機設備については、令和2年12月に巻上機、電動機、トランジスタの部品供給期限が停止するため、故障した場合、運転停止、閉じ込め事故等発生しても修繕できない恐れがあるために、改修するものである。

本昇降機は、(株)日立製作所の設計製作したものであり、製造者のみが有する、知識及び技術が不可欠であり、改修後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

したがって、製作会社である(株)日立製作所から昇降機の製造・販売及び改修等のアフターサービスなどの国内昇降機事業すべてを、業務移管を受けた(株)日立ビルシステムに随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西区役所地域支援課 (電話番号 06-6532-9734)

随意契約理由書

1 委託名称： 十八条下水処理場外1か所雨水ポンプ電気設備改良工事

2 契約相手方： 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由：

本工事は十八条下水処理場外1か所に設置してある雨水ポンプ用電動機が、長期の使用による劣化等により、著しく機能が低下しているため、コイル及び構成部品の取替えを行うものである。

本機器は、(株)東芝が設計製作したもので、改良にあたっては当該電動機の構造、性能等を熟知し、最も適切な部品選定、細部寸法を把握した部品製作及び加工を実施するとともに、当該電動機の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、ポンプ設備としての機能を継続維持させなければならない。

以上のことから、本工事が施工できる業者は、本機器を設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ分析計であるが、日常運転における正確性と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）空調機修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野防災拠点（あべのフォルサ）の空調設備の修繕で、部品の経年劣化等により、空調設備に不具合が生じ修繕する必要がある。

当該空調設備は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、その構成部品も自社専用の部品等で構成されている。

本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の知識や技術を必要とし、製造メーカーである上記業者は修繕を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、修繕を行うことのできる唯一の業者である。

また、製造物責任の所在を明確にし、修繕後の一貫した責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を特名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局予防部予防課（電話番号 06-4393-6332）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟及び中オゾン接触池上屋内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 東芝が独自の技術により設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は、(株) 東芝より事業継承された東芝インフラシステムズ (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、日本碍子（株）は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を（株）NGK水環境システムズに継承し、さらに、平成20年4月には富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

41

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉計装設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

42

随意契約理由書

1 委託名称： 天満堀川抽水所 No.1 雨水ポンプ電気設備工事

2 契約相手方： 三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由：

本工事は、天満堀川抽水所に設置してある No.1 雨水ポンプ用電動機が、長期の使用による劣化などにより、著しく機能が低下しているため、コイル及び構成部品の取替えを行うものである。

本機器は、三菱電機（株）が設計製作したもので、改良にあたっては当該電動機の構造、性能等を熟知し、最も適切な部品選定、細部寸法を把握した部品製作及び加工を実施するとともに、当該電動機の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、ポンプ設備としての機能を継続維持させなければならない。

以上のことから、本工事ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電動機の持帰り整備を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

43

1 案件名称

もと立葉小学校昇降機設備修繕

2 契約の相手方

フジテック㈱

3 随意契約理由

本修繕は、フジテック㈱の制作・施工により、もと立葉小学校に設置された昇降機の修繕を行うものである。

平成27年4月以降休止していた当該昇降機を、令和3年4月に予定されている苗代学校業務サービスセンターのもと立葉小学校への移転に伴い、再使用するにあたり、経年劣化した制御盤等の機器部品等を取り替えるものであるが、既存設備の一部を使用する必要があり、取替にあたってはフジテック㈱にて制作している機器を使用しなければならない。

そのため、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に修繕させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、責任の一元化が図ることのできる唯一の業者であるフジテック㈱と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

(電話番号 06-6208-9122)

随意契約理由書

1 工 事 名 称： 天満堀川抽水所外4か所監視制御設備外機能追加工事

2 契 約 相 手 方： 東芝インフラシステムズ(株)

3 随 意 契 約 理 由：

本工事は、天満堀川抽水所外4か所における別途関連工事に伴い必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替えが必要であり、切替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、既設設備製作会社のみである。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラシステムソリューション社に属する部門に関する権利義務を東芝電機サービス(株)に承継し、同日の平成29年7月1日付で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本工事を実施できるのは、上記契約相手方のみである。

4 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担 当 部 署： 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

45

1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

技術研修プログラム追加に伴う体験型研修センター既設機械電気実習設備改造工事

2 契約の相手方

前澤工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、体験型研修センターの技術研修プログラム追加に伴い、既設機械電気実習設備の改造を行うものである。

当該設備は、前澤工業(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である前澤工業(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

旭区役所中央監視装置整備修繕

2 契約の相手方

東テク（株）

3 随意契約理由

旭区役所庁舎に設置している中央監視盤装置は、アズビル（株）が製造したものであり、電気、空調、防災、照明設備の状態監視並びに運転制御の統括管理を担っている。この装置は、年間を通じ終日連続稼働し、本庁舎の機能維持に直接関与しているため、本装置の機能維持・管理が極めて重要となる。

現在の中央監視盤装置は、老朽化が進み、装置の信頼性が著しく低下し、保全作業による機能維持・継続も極めて困難である。中央監視装置の全面停止に至れば、執務環境に長期間にわたって重大な支障をきたす事が想定される。

今回、現状の中央監視装置の機能を継承しつつ、装置全般の信頼性回復と監視・制御機能の向上を図り、機器の更新を行う。

中央監視装置の更新については、現監視装置を並行運転しながら安定監視・制御を保證できることが大前提であり、その要件として（１）新装置の機能確保、（２）新旧装置切替時の安定運転の継続、（３）支援体制確立（切替に伴う予期せぬ事態への人的対応と危機管理）、（４）既設装置との互換性確保（監視装置を接続するリモート装置の既設利用）が挙げられる。

中央監視装置は施設毎の特性に応じた設計がなされているため、上記の要件を満たすには、施工業者独自の設計に関する知識・技術が必要となる。また、切替時の運転継続には、現監視装置の運用を熟知し、かつ新旧装置共に支援体制を図る必要がある。

東テク（株）はアズビル（株）の特約販売店であり、現監視装置の設計及び工事施工業者であると共に、設置当初から途切れることなく保守点検を実施している。同装置の設計・運用を熟知し、かつ更新後の責任と性能について一貫して保証することができるのは、東テク（株）のみである。以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所企画総務課（電話番号：06-6957-9625）

48

随意契約理由書

1 案件名称

平野区役所中央監視装置修繕

2 契約相手方

アズビル㈱

3 随意契約理由

平野区に設置している中央監視システムは5階事務室に設置している中央監視装置操作盤から各階配電盤内に設置している中央監視装置端末器へ回線を通じ、高圧受電設備・給排気ファン・受水槽・給湯循環ポンプ等の設備の稼働状況を一括監視するシステムである。また、防災監視装置とも連動しており、当区役所の重要な役割を持つシステムでもある。

本修繕は中央監視装置（型式：savic-net10）の修繕を行うものである。

当該機器については、すべてアズビル㈱（旧：㈱山武）が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたっては、アズビル㈱を通じてのみ入手可能な純正部品及び後継機器部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、中央監視装置の部品を取り替え並びに整備を行うものであるが、既設設備との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、平野区役所業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、これらの提供が可能であるのは、唯一、製造メーカーであるアズビル㈱のみである。

以上のことから、本修繕においては、業務の履行が可能な業者が特定される業務として、アズビル㈱を契約相手方として特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

平野区役所総務課（電話番号 06-4302-9625）

随意契約理由書

49

1 修繕名称

天王寺動物園 爬虫類生態館他1箇所自動制御機器修繕

2 契約の相手方

東テク（株）

3 随意契約理由

本工事は、爬虫類生態館及び夜行性動物舎の観覧通路及び飼育動物の各飼育ブース内の温度調節用に設置されている制御機器の修繕である。

現在、空調機器の制御機器が正常に動作せず、館内における所定の吹出し温度を満たしていない場所があることが判明したため修繕をする必要がある。また、飼育動物の水槽の温度制御を行う制御機器が正常に動作せず、適正な温度調節ができないため修繕をする必要がある。

本自動制御システムは、東テク（株）が構築したもので、その制御に関しては専門の知識及び技術が必要不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、この条件で履行可能な業者は東テク（株）のみであることから、東テク（株）との随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所（管理課）

（電話番号06-6771-8404）

50

随意契約理由書

- 1 修繕名称：舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕
- 2 契約相手方：（株）カワサキマシンシステムズ
- 3 随意契約理由：

今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行なうものである。

本ガスタービン発電設備は、川崎重工業（株）が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕は製作会社である川崎重工業（株）のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である（株）カワサキマシンシステムズに随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

51

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機（株）が独自の技術で設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は、製作会社である三菱電機（株）からアフターサービス業務を移管され、且つ本設備の技術に精通している三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課（電話番号：06-6615-7180）

随意契約理由書

52

1 案件名称

大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 工事名称： 十八条下水処理場監視制御設備改良工事

2 契約相手方： 東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由：

本工事は十八条下水処理場に設置してある監視制御装置が、長期の使用による劣化等により、著しく機能が低下したため、監視制御装置を構成する部品の取替えを行うものである。

本装置は、(株)東芝が設計製作したもので、改良にあたっては当該監視制御装置の構造、性能等を熟知し、最も適切な部品選定、細部寸法を把握した部品製作及び加工を実施するとともに、当該監視制御装置の取替え及び設定変更を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、監視制御設備としての機能を継続維持させなければならない。

以上のことから、本工事が施工できる業者は、本装置を設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

54

1 工 事 名 称： 大野下水処理場汚泥濃縮前処理制御設備機能追加工事

2 契 約 相 手 方： (株)安川電機

3 随 意 契 約 理 由：

本工事は、大野下水処理場で別途施工する機械設備工事等に伴い必要となる機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する制御設備は、(株)安川電機が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する制御設備を構成する電気機器及び制御盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)安川電機のみである。

4 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担 当 部 署： 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

55

1 案件名称

庭窪浄水場天井クレーン補修工事

2 契約の相手方

(株) 豊国昭和起重機製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場3系送水ポンプ場及びスラッジ処理棟に設置している天井クレーンの補修を行うものである。

当該設備は、(株) 昭和起重機製作所が独自に設計・製作したものであり、補修工事による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また工事の履行にあたり、現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本工事を履行し機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本工事によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

現在、(株) 昭和起重機製作所の当該設備に関する事業は(株) 豊国昭和起重機製作所に事業継承されているため、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株) 豊国昭和起重機製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場(維持設備)

(電話番号06-6907-4473)

56

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系、下系高度浄水処理棟、中オゾン接触池上家及び上系塩素接触池棟内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自の技術により設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、製作者のみが知り得る機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は、富士電機（株）より事業継承されたメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

57

1 案件名称

令和2年度北区菅原町複合施設 中央監視装置修繕

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

北区菅原町複合施設で使用している中央監視設備について、部品交換及び中央監視システムの各種データや監視ポイント、プログラムの設定及び確認を行うものである。

修繕する中央監視設備は、山武ビルシステム (株) が製作、設置したものであり、その後、社名をアズビル (株) に変更している。

修繕にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該機器の構造を熟知しているアズビル (株) のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課分室 (06-6365-0271)

随意契約理由書

58

1 案件名称

大阪港内監視設備補修工事

2 契約の相手方

パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)

3 随意契約理由

大阪港内監視設備は、大阪港内の船舶の状況を監視する設備であり、海上交通における船舶の安全な運航状況を監視する役割を果たすものである

本工事は、監視設備の機器に不具合が生じ船舶の航行状況監視が困難になっているため、補修工事を行うものである。

本設備は、平成 13 年に松下電器産業(株)が発注者の仕様を反映し、独自の技術と実績を用いて機器設計及びシステム構築し、松下電器産業(株)が事業再編により会社合併、事業譲渡された上記業者が、平成 24 年に発注者の仕様を反映し改修した設備である。

本設備は、システムや機器構成に独自性があり、システム構築及び機器製作を行った業者でなければ、システム構成や各機器の詳細等が分からないため、補修できない。

そのため上記業者が本設備を補修できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課(電気) (電話番号 06-6568-9092)

59

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備改良に伴う既設監視制御設備外改造工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場オゾン設備改良に伴い、既設監視制御設備外の改造を行うものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

60

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 請第 3326 号

北港白津1・2号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業㈱

3 随意契約理由

本工事は、北港白津1・2号上屋に設置しているシャッター部品の経年劣化による部品交換及びシャッター調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、三和シャッター工業㈱が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築)

06-6615-7812

随意契約理由書

61

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥溶融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の排ガス分析に支障をきたしている構成部品を取替え、修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替え部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

62

1 案件名称

安土町地下駐車場外1 駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承され、平成29年10月に三菱重工印刷紙工機械(株)及び三菱重工マシナリーテクノロジー(株)のゴム・タイヤ機械事業並びに当該製品等に係る三菱重工業(株)の製造・調達・品質保証機能と統合され、三菱重工機械システム(株)に社名変更されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

川重ファシリテック (株)

3. 随意契約理由

本工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を与える箇所の点検及び調整等を的確に行えるものであり、責任の一元化にもつながる。

以上のことから、本工事を実施可能な業者は、当該クレーンを製造した川崎重工業(株)より、荷役機械の補修に関する業務を移管された上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場脱臭設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置している生物処理脱臭装置及び活性炭脱臭装置（以下「脱臭設備」という。）の修繕を行なうものである。

当該脱臭設備はクボタ環境サービス（株）が設計・製造したものである。

修繕に関しては単なる個々の機器の取替、分解整備だけではなく、脱臭設備全体の能力に関わる特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

このような条件を満たすためには当該脱臭設備を設計・製造したクボタ環境サービス（株）以外では本修繕に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また脱臭設備修繕後の性能に対して保証ができないことから、当該脱臭設備に対し一貫して責任を持たせることができる業者はクボタ環境サービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話 06-6630-3374）

随意契約理由書

65

1 工事名称：住之江下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：(株)日立製作所

3 随意契約理由： 本工事は、住之江下水処理場外1か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェア及び、別途関連工事に伴い必要となる機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、(株)日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7891）

随意契約理由書

66

1 案件名称

大阪港咲洲トンネル情報板設備改良工事（その2）

2 契約の相手方

コイト電工(株)

3 随意契約理由

大阪港咲洲トンネル情報板設備は、トンネル内の状況やその周辺道路における交通状況等の情報をトンネル内及びその接続道路に配置している道路情報板に適確・迅速に表示し、走行車両の安全と交通渋滞の緩和を図る重要な役割を担っているものである。

本工事は、情報板設備機器の老朽化に伴い設備の健全な稼働を確保するため、情報板設備の改良工事を行うものである。

本設備は、コイト電工(株)が独自の技術を用いてシステムの構築及び機器の設計、製作、施工したものであり、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、各装置との相互関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまで責任の一元化を図れる唯一の業者であるコイト電工(株)に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9092）

随意契約理由書

67

1 案件名称

夢舞大橋外1ヵ所道路情報板設備改良工事

2 契約の相手方

コイト電工(株)

3 随意契約理由

夢舞大橋外1ヵ所道路情報板設備は、各橋梁上に設置している気象観測装置等を用いて収集した各橋梁における道路状況の情報や道路管理担当部署が収集した交通状況等の情報を港湾防災センター内に設置している気象監視装置、道路情報主制御機から現地の道路情報板に的確・迅速に表示するものであり、交通渋滞の緩和、走行の安全と円滑化を図るために重要な役割を担っているものである。

本工事は、夢舞大橋等の道路情報板設備機器の老朽化に伴い設備の健全な稼働を確保するため、道路情報板設備の改良を行うものである。

本設備は、コイト電工(株)が独自の技術を用いてシステムの構築及び機器の設計、製作、施工したものであり、設備の運用における機能や信頼性を確保して確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とするため、各装置の製作から施工に至るまで責任の一元化を図れる唯一の業者であるコイト電工(株)に随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課(電気) (電話番号 06-6568-9092)